

「第95回 法人企業統計研究会」の議事要旨

令和5年10月3日(月)
14:30～16:10
オンライン開催

開業準備中法人の取扱いについて

(開業準備中法人の取扱いについて)

◎法人企業統計調査は、これまで、設立登記終了後であるもののまだ正常な営業活動を開始するに至っていない法人を開業準備中法人として扱い、調査対象から除く手続きをとっていた。これに関し、企業活動の実態をよりの確に把握できるようにするため、今後は開業準備中法人であっても費用や投資等の発生が認められる法人は調査対象から除かないよう手続きを見直すよう提案を行った。また、同取扱いは、令和5年7-9月期調査から適用することとし、企業負担の観点から、過去の結果について、遡及をしないことについて報告をした。

◎委員からの主な意見

- ・経済実態をよりの確に把握するため、今後は開業準備中法人であっても、費用や投資等の発生が認められる法人は調査対象から除かないという、事務局の提案には賛成である。
- ・これまで売上が発生せず開業準備中として整理されていた時期に行われていた設備投資が把握可能となることから、今回の見直しは良いことと考える。
- ・過去における大規模な設備投資の有無を確認しておいた方が良いと考えられるものの、今から過去の設備投資の金額規模を調査するのは現実的ではなく、また、過去にはあまり想定されなかった特殊なケースであったと理解される。
- ・会社は設立登記によって成立し、設立登記が済む前の開業準備行為は禁止されている。設立登記後、開業日をいつにするかということは法律上の定義はなく、法人が主観的に決めている。開業準備中法人という用語は、内々の表現であり、その説明の記述はわかりやすいものにした方がよい。

(その他)

- ◎今回の見直しにより調査結果に断層が生じる可能性があることから、統計ユーザーの利便性に配慮し、売上高、経常利益、設備投資の主要3項目について、全規模・全産業（金融業、保険業を除く）ベースで見直し前後の「季節調整済の前期比」を公表することに対する意見を伺った。
- ◎また、開業準備中法人の取扱い見直し後における欠測値補完の方法について、当面は従来どおりの方法を適用することとし、今後、定点的な検証を踏まえて補完方法を見直していくことについて説明した。

◎委員からの主な意見

- ・見直し前後の新旧数値の公表について、事務局提案の方法は妥当である。
- ・継続性の観点から、従来方式による結果と新方式による結果を並行して公表することにより差分が見えてしまい、資本金規模や産業種を限定することで個社情報の特定ができてしまうおそれがある。
- ・開業準備中は調査票を回収できていたのに、開業後に回収できなくなった場合、開業準備中の値をそのまま横置きするような補完は適切なものか。一方で、開業準備中法人の値が欠測にならなかった場合、その値を他の法人の欠測値補完に使う可能性も出てくるのではないか。このよ

うに開業準備中法人を含めて欠測値の補完をする際には、慎重に個別の値を見ていく必要がある。

- 設備投資のみを行っている開業準備中の法人と、継続して営業を行ってきた法人等で基本的に違う層になるので、その点を意識しておく必要がある。

(以上)